



## 「LL紙パックリサイクル推進研究会」平成28年度会員全体会議・ 情報共有化勉強会を開催

LL紙パックリサイクル推進研究会（略称「LL研」）は、資源の有効活用を図り、循環型社会の形成を実現するために、LL紙パック（アルミ付紙パック）に関する回収・リサイクル事例の調査・研究等を行うことを目的として活動しています。当研究会は、平成19年4月にロングライフ仕様のアルミ付紙パック飲料（酒以外の長期保存用飲料）を対象とし、印刷工業会液体カートン部会7社で発足しました。

現在では、飲料メーカー、紙パックメーカー、再生紙メーカーなど、29社4団体で構成され（最終面の会員リスト参照）、市場に流通するLL紙パックの会員カバー率は推計80%に達しています。

今回のLL研便りでは、平成28年度前半の活動についてお知らせいたします。

### ■ 新年度スタート

5月に開催された第1回運営委員会（会員企業の代表で構成される）では、本年度の活動方針、活動計画、予算などについて協議しました。運営委員会に先立ち、昨年度の活動・会計報告について厳正に監査を行い、承認を得ました。

なお、本年度の運営体制は以下のとおりです。

### ◆ 平成28年度運営委員

座長：森永乳業株式会社  
生産部 環境対策グループ長 遠藤  
副座長：日本製紙株式会社  
紙パック技術部 主席調査役 江刺家

副座長：日本テトラパック株式会社  
環境部 マネージャー 金井  
監事：カゴメ株式会社  
品質保証部 主任 北岡  
委員：キリン株式会社  
CSV推進部 シニアアドバイザー 田中  
委員：株式会社明治 CSR推進部 課長 早崎  
委員：一般社団法人全国清涼飲料工業会  
環境部長 瀧花  
委員：一般社団法人日本乳業協会  
環境部部長 浅野  
委員：印刷工業会 専務理事 小澤  
事務局：株式会社エコイプス 有間

### ■ 平成28年度会員全体会議

（平成28年7月28日）

年1回の会員全体会合である会員全体会議と情報共有化勉強会を銀座ブロッサム中央会館（東京都中央区）で開催しました。

全体会議では、遠藤座長の挨拶、運営委員及び会員の自己紹介の後、昨年度活動実績の説明と会計報告がありました。昨年度は、回収事例の紹介記事をウェブサイトに掲載したほか、外部の関連団体で基調講演を行うなど、従来よりも積極的に情報発信を行いました。本年度も昨年度と同様に施設見学会やエコプロダクツ展への出展協力を行うこと、新たに事例調査を行うことなどが発表されたほか、本年度の予算及び会則の改正についての確認も行われました。



## ■ 情報共有化勉強会

会員全体会議の後に行われた情報共有化勉強会では、容り法見直しについての最新情報、アルミ付紙パックのマテリアルフロー、小売店における地域密着型の回収リサイクル事例、酒パックの回収リサイクル事例についてお話を伺いました。

会員企業をはじめとしてアルミ付紙パックのリサイクルに関心をお持ちの企業、報道各社の方々など 50 名を超える皆様にご参加いただきました。終了後に実施したアンケートでは、「地域密着型で回収を行う仕組み作りがすごいと思った」「エコ酒屋、福祉作業所、特例子会社など、酒パックのリサイクルに関するいろいろな情報が得られた」などのご意見、ご感想をいただきました。ご参加くださった皆様、どうもありがとうございました。

講演テーマと概要は以下のとおりです。



LL 研座長 森永乳業(株) 遠藤雅人



大日本印刷(株) 國弘武嗣氏

## ◆ 容り法見直しについて最新情報

(大日本印刷(株) 國弘氏)

2016 年 1 月、産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合が再開。パブリックコメント募集を経て、5 月に報告書がまとめられた。今後は次の改正に向けて複数のワーキンググループで議論が進められる予定。LL 研が関心を持っている識別マークについても検討されるようだが、議論の中心は、再商品化委託料が高く再生材の利用拡大に課題の多いプラスチックになると思われる。

## ◆ アルミ付紙パックのマテリアルフロー

((株)エコイプス 猪瀬)

製造段階での回収では、紙パックメーカーの損紙が減少傾向にある。家庭系では市町村の雑がみ類による回収が増えているほか、生活協同組合とスーパーマーケットの店頭回収が増加。事業系では自販機回収ルートで回復の兆しあり。これらを合計すると、使用済み紙パックの回収量は増加傾向にある。ただし、大型のアルミ付紙パック回収量が増えても小型は増えにくい。これらの回収をどのように進めていくかが課題。また、市町村のアルミ付紙パックについての認知度が概して低いため不完全な広報が少なからずあり、改善が求められる。また、今後高齢化が進んでいくとスーパーまで紙パックを持って行くことが難しい人も増えることが考えられるため、引き続き自治体が一定の役割を担う必要がある。

## ◆ 再資源化活動の取り組み

((株)与野フードセンター 宗行氏)

与野フードセンターは埼玉県にある地域密着型のスーパーマーケットである。紙パックやアルミ・スチー



LL 研事務局 (株)エコイプス 猪瀬秀博



ル缶、PET ボトルなどを店頭回収しているほか、ストレッチフィルムや PP バンドなどの包材も店舗内で回収し、リサイクルを行っている。これを地域（エリア）共同回収として実施。複数の企業がそれぞれ回収する場合と比べて効率的に行うことができ、環境負荷が削減される。小売店だけでなく、大学や自治体の施設も回収拠点となり得る。こうした取り組みが「にざりサイクル促進コンソーシアム」につながった。

#### ◆ 酒パックリサイクルの流れと酒パックリサイクル促進協議会

(NPO 法人集めて使うリサイクル協会 西田氏  
月桂冠(株) 小島氏)

アルミ付紙パックが燃えるゴミとして処理されている自治体が少なくないことに加え、アルミなしの酒パックも市場回収が進まないことから、「酒パック」というくくりでアルミ付もアルミなしも回収する拠点作りに取り組んだ。エコ酒屋での回収、福祉作業所での手すき商品づくり（酒パックが原料）、特例子会社での活動などがある。酒パックリサイクル促進協議会で

は灘・伏見酒パック循環システムを構築し、2008 年以降、累計で 1,000 トンを超える酒パックを回収。同様の仕組みは九州や東海地域でも動き出し、工場損紙産廃ゼロを目指している。

再生可能な資源をより有効に利用するためのリサイクル促進に、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。あわせて、LL 紙パックのリサイクル事例に関する情報がありましたら、お寄せください。

#### LL 紙パックリサイクル推進研究会

<http://ll-pack-recycle.org/>

座 長 遠藤 雅人（森永乳業株式会社）

事務局 -----

株式会社エコイプス 有間

東京都文京区音羽 1-15-15-313

TEL.03-6802-8041 FAX.03-6663-8880



(株)与野フードセンター 宗行利雄氏



月桂冠(株) 小島泰弘氏



NPO 法人集めて使うリサイクル協会 西田克彦氏



印刷工業会液体カートン部会監事 日本製紙(株) 戸田宗孝氏

# LL 紙パックリサイクル推進研究会 会則

平成 20 年 4 月 1 日 制定  
平成 28 年 5 月 18 日最終改正

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、LL 紙パックリサイクル推進研究会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、資源・エネルギーの有効利用を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的に、LL 紙パックのリサイクルについて、調査・研究及び会員間の啓発を行うことを目的とする。

## 第 2 章 事業

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 LL 紙パックのリサイクルのための調査・研究
- 二 LL 紙パックについての環状情報の普及・啓発
- 三 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 組織

(構成)

第 5 条 本会の正会員は LL 紙パックを利用もしくは製造する企業（ホールディングス会社等の関連会社を含む）または LL 紙パックのリサイクルを実施もしくは推進している企業、団体とし、本会の目的に賛同し、所定の正会員会費を納入したものである。

2 本会の賛助会員は LL 紙パックリサイクルを実施又は推進している企業、団体（ホールディングス会社等の関連会社を含む）の中で、古紙回収業、再生紙製造業等に携わり、本会の目的に賛同し、所定の賛助会員会費を納入したものである。

(入会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、運営委員会の承認を得なければならない。

(退会)

第 7 条 会員が退会しようとするときは、事前に書面をもって座長に届け出なければならない。

(役員及び定数)

第 8 条 本会に次の役員等を置く。

座長 1 名 副座長 2 名 監事 1 名 運営委員（座長、副座長、監事を含む）5 名以上 10 名以内

(役員を選任・会務)

第 9 条 運営委員は正会員の自薦、他薦とする。

2 運営委員会において運営委員のうちから座長、副座長、監事を互選する。

第 10 条 役員会の会務を次の通り定める

- 一 座長は本会を代表し会務を統括する。
- 二 副座長は座長を補佐し、座長が会務に支障のあるときは、その職務を代理する。

三 監事は本会における各年度の会計報告を監査する。

(役員等の任期)

第 11 条 本会の役員等の任期は 1 年とし、再任を妨げない。退職・異動等の事情による任期途中の役員等の交代については退任する委員が交代する委員を指名する。但し、交代により指名された委員の任期は、他の役員と同時に終了するものとする。

第 4 章 運営および会計

(事業年度)

第 12 条 本会の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(会員全体会議)

第 13 条 本会の事業運営に関し、運営委員会を経て決議した予算及び計画を会員に報告するため、会員全体会議を開催する。

2 会員全体会議は原則として年 1 回、座長が招集する。

3 会員全体会議の議長は座長が行う。但し、議長を副座長若しくは運営委員から座長が指名することが出来る。

(運営委員会)

第 14 条 本会の予算及び計画をはじめとする事業に関し審議するため、運営委員会を開催する。

2 運営委員会は原則として年 3 回、座長が招集する。但し、座長が必要と認めるときは、臨時運営委員会を招集することができる。

3 運営委員会の判断により、運営委員会内に各種部会をおくことができる。

4 運営委員会の議長については第 13 条第 3 項の規定を準用する。

5 運営委員会の成立には、委員総数の半数を超える委員が出席することを必要とする。やむを得ない事情で出席できない運営委員は、委任状の提出により、出席者の数に加えるものとする。

(会費)

第 15 条 会費は運営委員会において決議し、書面にて会員に通知する。

2 各会員は本会からの請求に基づき、期日までに会費を納入しなければならない。

(事務局)

第 16 条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

(会則の変更)

第 17 条 この会則に規定のないものの追加、会則の修正等が必要な場合は、運営委員会で検討の上、定める。会員全体会議にて会員に報告する。

附 則 この会則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

No.	区分	会社名/団体名	No.	区分	会社名/団体名
1	正会員	株式会社伊藤園	18	正会員	大日本印刷株式会社
2	正会員	カゴメ株式会社	19	正会員	東京製紙株式会社
3	正会員	キッコーマン飲料株式会社	20	正会員	凸版印刷株式会社
4	正会員	キリン株式会社	21	正会員	日本製紙株式会社
5	正会員	熊本県果実農業協同組合連合会	22	正会員	日本テトラパック株式会社
6	正会員	江崎グリコ株式会社	23	正会員	ビーエフ&パッケージ株式会社
7	正会員	ゴールドパック株式会社	24	正会員	一般社団法人全国清涼飲料工業会
8	正会員	四国化工機株式会社	25	正会員	日本豆乳協会
9	正会員	名古屋製酪株式会社	26	正会員	一般社団法人日本乳業協会
10	正会員	日世株式会社	27	正会員	印刷工業会
11	正会員	株式会社ふくれん	28	正会員	ウエストロックアジア株式会社
12	正会員	マルサンアイ株式会社	29	賛助会員	コアレックス信栄株式会社
13	正会員	株式会社明治	30	賛助会員	丸富製紙株式会社
14	正会員	森永乳業株式会社	31	賛助会員	株式会社山田洋行商店
15	正会員	株式会社ヤクルト本社	32	賛助会員	株式会社日誠産業
16	正会員	雪印メグミルク株式会社	33	賛助会員	株式会社米田商店
17	正会員	石塚硝子株式会社			